

平成 26 年 6 月 17 日

内閣官房 I T 総合戦略室 御中

一般社団法人全国銀行協会

### 世界最先端 IT 国家創造宣言 改定（案）に対する意見

6 月 3 日に公表された「世界最先端 IT 国家創造宣言 改定（案）」の「Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組」「3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現」「（1）利便性の高い電子行政サービスの提供」では、「マイナンバーによる情報連携等により、更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を進める」とされている。

また、この点について、同日開催された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に提出された「世界最先端 IT 国家創造宣言工程表 改定（案）」には、「マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用（特に①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車検査登録事務等）について検討を行い、その状況を 2014 年秋までに政府 CIO に報告する」との記載がなされている。

預金口座への付番については、銀行界としてもその意義や趣旨は十分に理解しているところである。そのようななか、実際の付番の検討にあたっては、4 月の政府税制調査会 マイナンバー・税務執行ディスカッショングループにおける論点整理では、幅広い議論を踏まえ、「金融機関のコストや事務負担など、執行面の課題を十分に検討する必要がある」こと、「休眠預金の扱いや、預金者からの番号告知を促すインセンティブ、付番に要する準備期間等の幅広い論点について、海外における取組みも参考にしつつ、実態を十分に踏まえて、実務的に検討を進めていくべきである」こと、が示されており、銀行界としては、かかる論点整理を踏まえ、十分な検討を行っていただきたいと考えている。

以 上